



神栖市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）
第30条第4項の規定に基づき、筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

1. 筆界案を作成した土地の所在及び地番
神栖市太田字但馬山1505番8
2. 筆界案を確認することができる場所
神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階 神栖市役所 地籍調査課
3. 筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人
4. 筆界案の作成者
神栖市
5. 意見の申出
筆界案を確認することができる者は筆界案の作成者に対して、下記期間内に意見を申し出ることができるものとする。なお、当該期間を経過しても申し出が無いときは、準則第30条第4項の規定により筆界の調査を行う。

記

意見申出期間 令和6年5月2日 から 令和6年5月22日
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

令和6年5月2日

神栖市長 石田 進

